

## 機密保持契約書

\_\_\_\_\_ (以下、「甲」)とヨタデータ・テクノロジー株式会社(以下、「乙」)とは、乙の甲に対するデータ消去サービス(以下総称して、「本サービス」)の取り扱いについて、次のとおり契約を締結する。

(秘密情報)

**第1条** 本契約において秘密情報とは、本サービスの対象として甲から乙に対し提供されたハードディスクドライブ等の媒体に記録されている情報その他本サービスの業務で知り得た甲の業務上の事項、情報等をいう。ただし、以下の各号に定める情報は、秘密情報には該当しない。

- (1) 第三者に対する開示について事前に書面による甲の承諾を得た情報
- (2) 開示を受けたとき、既に公知の情報
- (3) 開示を受けた後、乙の責によらず公知となった情報
- (4) 開示を受けたとき、すでに乙が適法に占有していた情報
- (5) 正当な権限を有する第三者から、秘密保持の義務を伴わずに知得した情報
- (6) 法令に基づき裁判所または行政機関により所定の手続きを経て開示が求められた情報

(秘密情報の管理)

**第2条** 1. 甲から提供された秘密情報について、乙は適正に管理し、甲の書面による承諾がない限り、開示、複製、貸与、譲渡、漏洩してはならない。 2. 乙は、乙における秘密情報管理体制を適切に整備するものとする。

(業務の委託)

**第3条** 甲から委託された業務を乙が甲の承諾の下に第三者に再委託する場合は、乙が第三者の秘密保持について責任を負う。

(有効期間)

**第4条** 本契約の存続期間は本サービスの申込日より本サービスの業務が完了するまでとする。

(契約終了後の措置)

**第5条** 本契約が期間満了または解約後においても、秘密情報が一般の公知となるまでの間本契約の秘密保持義務は有効とする。

(損害賠償)

**第6条** 本サービスにより記録内容が消失したこと及び媒体の再利用が出来ないこと等による損失・損害について、乙は一切その責任を負わないものとする。乙はいかなる場合にも、甲の特別な事情から生じた損害及び第三者から甲に対してなされた賠償請求に基づく損害について一切の責任を負わないものとする。

(管轄裁判所)

**第7条** 本契約に関し甲乙間で紛争が生じた場合には、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする

**第8条**(疑義)

本契約書に定めのない事項又は本覚書の条項の解釈に疑義を生じた場合は、甲乙互いに誠意をもって協議の上決定するものとする。

本契約書締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲

印

乙

印